



○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 入札をする物件

番号	所 在 地 (住 居 表 示)	地 目	面積 (㎡)
1	大阪府高槻市奥天神町一丁目113番30 (大阪府高槻市奥天神町一丁目15番5号)	宅 地	229.16
2	大阪府枚方市小倉町12番22 (大阪府枚方市 小倉町23番7号)	宅 地	145.44

(2) 入札方法

(1)の番号ごとに入札に付する。

(3) 参考価格

番号	不動産鑑定士による 入札物件の鑑定評価額
1	34,374,000円
2	19,634,000円

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本県の職員でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。

3 担当する課の名称及び所在地

- (1) 場 所 郵便番号 380-8570
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課

- (2) 電 話 026 (235) 7044

4 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所

次のいずれかの場所

ア 3の(1)の場所

イ 長野県大阪事務所

郵便番号 530-0001

大阪市北区梅田1-3-1-800 大阪駅前第一ビル8階

電話 06 (6341) 8191

- (2) 入札参加申込書及び同添付書類の受付期間及び受付場所(郵送による場合を含む。)

ア 受付期間

平成15年3月10日(月)から平成15年3月20日(木)までの土曜日、日曜日を
除く毎日の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

4の(1)の場所

- (3) 物件の現地説明会の日時及び場所

ア 日 時

平成15年3月25日(火) 時間は、受付期間満了後に申込人へ通知する。

イ 場 所

入札に付する物件の所在地

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 期 日

平成15年3月26日(水)

イ 時 間

午前10時

ウ 場 所

大阪市北区梅田1-3-1-800 大阪駅前第一ビル8階 長野県大阪事務所

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合は、この限りでない。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付する

こと。

(7) 入札の無効

規則第129条各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

予定価格を超えた入札であって、最高の価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、同価の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(9) 契約書作成の要否

要する。

5 用途の制限

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

6 その他

詳細は入札説明書による。

管 財 課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年2月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 みみずく

3 代表者の氏名

田 中 直 子

- 4 主たる事務所の所在地
茅野市ちの字丁田2761番9

- 5 定款に記載された目的

この法人は、痴呆性高齢者が住み慣れた地域で可能な限りその人らしく生活する事ができるような介護に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 にゅうらいふ
- 3 代表者の氏名
仁 科 行 雄
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字長野桜枝町1168番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は精神障害者及び神経症障害者に対して、心理的援助、生活支援、社会参加、自立の促進に関する事業を行い、もって社会復帰と自己実現、及び心理精神福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年2月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 生活支援センター オアシス

3 代表者の氏名

浅 井 洋 子

4 主たる事務所の所在地

須坂市大字小河原2327番地1号

5 定款に記載された目的

この法人は、生活支援を必要としている高齢者・障害者に、いつでも・どこでも・誰にでも公平に支援サービスを提供することを基本に、自立・自助のバックアップ、並びに介護者養成等に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長野中央地域活性化ビル

長野市大字南長野新田町1485-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野市

長野市大字鶴賀緑町1613

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
13,687㎡	1,536㎡

(2) 駐車場の位置

届出書に添付された図面のとおり

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)まちづくり長野	午前10時	午後8時 (年間120日午後9時)
(株)ナガノエコー	午前10時	午後7時
堅谷光子	午前10時	午後7時
(株)卯月堂	午前9時	午後7時
(株)要屋呉服店	午前9時	午後6時
(有)成文堂書店	午前10時	午後8時
(有)サンロク万年筆専門店	午前10時	午後7時

(変更後)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)まちづくり長野	変更前と同じ	午後10時
(株)ナガノエコー	変更前と同じ	変更前と同じ
堅谷光子	変更前と同じ	変更前と同じ

(株)卯月堂	変更前と同じ	変更前と同じ
(株)要屋呉服店	変更前と同じ	変更前と同じ
(有)成文堂書店	変更前と同じ	変更前と同じ
(有)サンロク万年筆専門店	変更前と同じ	変更前と同じ

(4) 駐車場の自動車の出入口の位置

届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成15年4月4日

5 届出年月日

平成15年2月21日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年3月6日から平成15年7月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

北安曇郡白馬村における県営白馬地区深空換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営白馬地区深空換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年3月7日から4月4日まで

3 縦覧の場所

北安曇郡白馬村役場

農村整備課

○公 告

南安曇郡穂高町における県営あづみ野地区牧換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年2月20日行いました。

平成15年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

農村整備課

○公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の施行を認可しました。

平成15年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地区画整理事業の名称

駒ヶ根市東町土地区画整理事業

2 施行者の氏名及び住所

木 下 章 駒ヶ根市東町7番27号

窪 田 雅 則 駒ヶ根市東町9番23号

窪 田 好 宏 駒ヶ根市東町7番8号

中 島 福 三 駒ヶ根市赤須町4番21号

- 3 事業施行期間
平成15年3月6日から平成16年3月31日まで
- 4 施行地区
駒ヶ根市東町の一部
- 5 事務所の所在地
駒ヶ根市東町7番27号 木下章宅内
- 6 施行認可年月日
平成15年2月27日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
事務所に掲示する。

都市計画課

○公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、上田市秋和常磐城土地区画整理組合の理事について、次のとおり就任の届出がありました。

平成15年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

氏 名	住 所
久保田 楨 広	上田市大字常磐城675番地1
小 林 武 彦	上田市大字秋和825番地
佐 藤 英 男	上田市大字秋和786番地
竹 内 由 勝	上田市大字秋和567番地11
中 村 角 治	上田市大字秋和850番地2
橋 詰 勝 典	上田市大字秋和876番地4
林 計 邑	上田市大字秋和1196番地3
宮 川 正	上田市常磐城4丁目11番5号
宮 下 十三秋	上田市大字秋和598番地3

矢嶋重興 上田市常磐城4丁目4番23号
吉沢賢次 上田市大字秋和1192番地3

都市計画課

○公 告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、平成15年3月3日、岡谷市長地山の手土地区画整理組合の解散を認可しました。

平成15年3月6日

長野県知事 田中康夫

都市計画課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年3月6日

長野県佐久地方事務所長 篠原寿人

1 許 可 番 号

平成14年11月28日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-26号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小諸市大字御影新田字野火附447-10、447-14、447-15、447-16

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市大字長土呂819-2

株式会社住建 代表取締役 田中 信一

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年3月6日

長野県上小地方事務所長 熊 井 攻

1 許 可 番 号

平成13年12月27日 長野県上小地方事務所指令13上小地建第10-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市中央三丁目4345-5、4358-2、4358-3、4358-4、4358-18、4361-1、4361-2、4361-3、4362-1、4362-2、4378、4379-1、4379、4381-1、4382、4383-2、4383-3、4383-4、4385-1、4385-5、4386-1（第1工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市栗田857

大成産業株式会社 代表取締役 竹 内 伊 吉

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年3月6日

長野県上伊那地方事務所長 鈴 木 良 知

1 許 可 番 号

平成14年9月4日 長野県上伊那地方事務所指令14上伊地建第29-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駒ヶ根市赤穂9275の内、9276、9353-17

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市大字伊那部字日影435-1

株式会社ニシザワ 代表取締役 荒木 茂

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年3月6日

長野県諏訪地方事務所長 古坂和俊

1(1) 許可番号

平成14年6月5日 長野県諏訪地方事務所指令14諏地建第16-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岡谷市川岸東五丁目6583-1、6583-5、6583-6の内、6583-12、6584-3、6584-4、6584-5の内、6585-1、6585-2、6586-1、6586-2、6587-8の内、6588、6589、6592-1、6592-4、6592-6、6592-7の内、6593-2、6594-4、6596-2、6596-4、6596-5、6596-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡谷市幸町8-1

岡谷市長 林 新一郎

2(1) 許可番号

平成14年8月23日 長野県諏訪地方事務所指令14諏地建第16-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岡谷市南宮二丁目9648-7、9648-24、9652、9652-7、9653、9654-1、9694-2の内、9720-2の内、9721-1の内、9721-2、9721-4の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡谷市幸町8-1

岡谷市長 林 新一郎

建築管理課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年3月6日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

1(1) 許 可 番 号

平成14年10月11日 長野県松本地方事務所指令14松地建第6-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字豊科5571-1、5571-3、5572-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字豊科5564 山 本 修

2(1) 許 可 番 号

平成14年9月30日 長野県松本地方事務所指令14松地建第8-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡梓川村大字梓860-1、861-1、871-1、871-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市高宮中4-10

株式会社セイブ 代表取締役 山 田 武 雄

3(1) 許 可 番 号

平成15年1月23日 長野県指令14建第30-25号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字大門字桔梗ヶ原1079-273、1087-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘堅石592-2 パルデンス堅石1号 中 島 源太郎

建築管理課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月6日

長野県工科短期大学校長 佐藤 元太郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県工科短期大学校清掃業務委託一式

(2) 役務の特質

長野県工科短期大学校校舎の清掃作業

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

上田市大字下之郷字浅間原813-8

長野県工科短期大学校校舎

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

- (5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
上田市大字下之郷字浅間原813-8
長野県工科短期大学校総務課
電話 0268-39-1111
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日 時 平成15年3月28日 午前11時
イ 場 所 長野県工科短期大学校202号講義室
- (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月20日(木)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。
- 5 その他
- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成15年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- (2) 詳細は入札説明書による。

職業能力開発課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月6日

長野県消防学校長 柿 崎 久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県消防学校庁舎等清掃業務委託一式

(2) 役務の特質

長野県消防学校庁舎及び構内の清掃等作業

(3) 履行期間

平成15年4月7日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市篠ノ井東福寺2375-1

長野県消防学校庁舎及び構内

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名

停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の規定に基づき建築物における清掃、飲料水貯水槽清掃及びねずみ昆虫等防除を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。
- (5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市篠ノ井東福寺2375-1

長野県消防学校

電話 026-292-2580

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年4月3日 午前10時

イ 場 所 長野県消防学校会議室

- (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月20日(木)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落

札者として決定する。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- (2) 詳細は入札説明書による。

危機管理・消防防災課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月6日

長野県工業試験場長 小林一文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県工業試験場庁舎等清掃業務委託一式
- (2) 役務の特質
長野県工業試験場庁舎等の清掃作業
- (3) 履行期間
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所
長野市若里一丁目18番1号
長野県工業試験場庁舎及び長野創業支援センター庁舎
- (5) 入札方法
価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第

1 項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。
- (5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市若里一丁目18番1号
長野県工業試験場管理部
電話 026(226)2812

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年3月28日 午後2時

イ 場 所 長野県工業試験場 小会議室

- (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月18日(火)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成15年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

産業技術課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月6日

長野県精密工業試験場長 小松 広之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県精密工業試験場庁舎等清掃作業委託一式

(2) 役務の特質

長野県精密工業試験場庁舎等の清掃作業並びに廃棄物の処理

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

岡谷市長地片間町1-3-1

長野県精密工業試験場庁舎及び岡谷創業支援センター庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。
- (5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

岡谷市長地片間町1-3-1

長野県精密工業試験場管理部

電話 0266(23)4000

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年3月28日 午前10時

イ 場 所 長野県精密工業試験場 第1教室

- (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月18日(火)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付す

ること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成15年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

産業技術課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月6日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件

区 分	所 在 地	地 目	面積 (㎡)
土 地	南佐久郡臼田町大字臼田字上落し350-7	宅 地	255.60

(2) 入札方法

(1)の総額について入札するものとします。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本県の職員でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。

3 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

次のいずれかの場所

- (1) 長野市大字南長野字幅下692-2(郵便番号380-8570)
長野県企業局ガス課 電話 026(235)7378
- (2) 小諸市紺屋町2-7-1(郵便番号384-0015)
長野県企業局小諸ガス管理事務所 電話 0267(22)1549
- (3) 佐久市大字猿久保字下原658-1(郵便番号385-0011)
長野県企業局小諸ガス管理事務所佐久支所 電話 0267(68)5252

4 入札手続等

- (1) 入札参加申込書及び同添付書類の受付期間並びに受付場所(郵送による場合も含む。)

ア 受付期間

平成15年3月6日(木)から平成15年3月19日(水)までの日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

3の(1)、(2)又は(3)の場所

- (2) 物件の現地説明会の日時及び場所

ア 日時 平成15年3月17日(月) 午前11時から

イ 場所 入札に付する物件の所在地

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年3月20日(木) 午前11時から

イ 場所 長野県企業局小諸ガス管理事務所佐久支所会議室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合は、この限りではありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付して

ください。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格を超えた入札であって、最高の価格をもってした者を落札者として決定します。ただし、同額の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定します。

(8) 契約書作成の要否

要します。

5 用途の制限

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはなりません。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

ガ ス 課

平成15年(2003年)3月6日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



みんなのために 未来のために

NAGANO

さわやかな 心のふれ合い 助け合い

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570 (県庁専用番号)

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026(235)7061



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています